全国健康保険協会　かながわ健康企業宣言ロゴ（マーク・書体）使用要領

この要領（以下「本要領という。」）は、全国健康保険協会が商標権を有するかながわ健康企業宣言ロゴ（マーク・書体）（以下「ロゴマーク」という。）及びかながわ健康企業宣言認定ロゴ（マーク・書体）（以下「認定ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

１．使用者について

ロゴマークを使用できる者は、次の（１）から（６）のとおりとする。また、認定ロゴマークを使用できるものは（１）から（４）のみとする。

（１）全国健康保険協会

（２）健康企業宣言に賛同し、（１）と覚書等の締結をした保険者及び保険者の団体

（３）健康優良企業と認定された法人、団体及び個人事業者。ただし、健康優良企業の認定が有効期間内にある場合に限る。

（４）健康づくり取組企業と認定された法人、団体及び個人事業者。ただし、健康づくり取組企業の認定が有効期間内にある場合に限る。

（５）かながわ健康企業宣言にエントリーした法人、団体及び個人事業者。ただし、（３）及び（４）を除く。

（６）その他、全国健康保険協会に許可申請を行い、使用許可を受けた者

２．ロゴマーク及び認定ロゴマークの使用許可について

ロゴマーク及び認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の使用許可は次のとおりとし、使用許可にかかる事務手続きについては、全国健康保険協会神奈川支部（以下「神奈川支部」という。）が行う。

（１）ロゴマーク等の使用可否の決定にあたっては、健康企業宣言の趣旨に賛同し、その普及・啓発や推進の目的での使用であると神奈川支部が判断した場合に限り使用を許可する。

なお、上記「１．使用者について（３）または（４）」で定める者については、健康優良企業または健康づくり取組企業の事実を神奈川支部が認めた場合に認定ロゴマークを使用することができる。

また、上記「１．使用者について（３）から（５）」で定める者については、かながわ健康企業宣言にエントリーしている期間、ロゴマークを使用することができる。

（２）神奈川支部が許可できないと判断した場合、その旨を申請者へ連絡する。

（３）認定ロゴマークの使用は、かながわ健康企業宣言において、神奈川支部より認定を受けることで、特定の URL が提供され使用可能となる。

２．ロゴマーク等の提供について

ロゴマーク等のデータは次のとおり提供する。

（１）ロゴマーク

「上記１．（１）から（６）」で定める者には、別紙「全国健康保険協会かながわ健康企業宣言ロゴ（マーク・書体）使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という）「１.❶から❸」のすべてのロゴデータを提供する。

（２）認定ロゴマーク

「上記１．（３）から（４）」で定める者には、認定ロゴデータを提供する。

なお、健康優良企業および健康づくり取組企業として認定を受けた有効期間内に限り、認定クラスに応じて、その表示を許可する。

３．ロゴマーク等の使用に関する留意事項について

（１）使用に関する基準

ロゴマーク等の使用に関し、次の事項に全て適合すること。

① 法令や公序良俗に反するおそれでないこと。
② 全国健康保険協会の信用、評判を毀損するおそれがないこと。
③ 健康企業宣言の活動の妨げやイメージを損なうことがないこと。
④ 宗教的目的を有するものではないこと。
⑤ 政治的目的を有するものではないこと。
⑥ 社会的妥当性を欠くものではないこと。
⑦ 使用許可を受けた事業者が提供する物品、サービス等の品質や安全性を全国健康保険協会が保証すると誤認させないこと。
⑧ 健康企業宣言の普及、啓発及び推進以外の目的での使用でないこと。
⑨ 本要領及び使用マニュアルに反しないこと。

（２）使用上の遵守事項

ロゴマーク等を使用する際は、次の事項を遵守すること。

① 使用許可中または満了後、使用を中止する場合、提供したロゴマーク等のデータは使用者の責任において速やかに廃棄するものとする。
② 神奈川支部の同意なしにロゴマーク等を第三者に使用させないこと。

４．使用期間について

ロゴマーク等を使用許可する期間は、使用許可を受けた日から神奈川支部が定める期日

までとする。

５．違反について

本要領または使用マニュアルに反した使用方法または不適切な使用であると神奈川支部が判断した場合、ロゴマーク等の使用許可の取消しまたは使用の停止を求めることに加え、順次、次の必要な措置を講じることができるものとする。

（１）警告

（２）社名公表

（３）訴訟

６．その他

（１）使用料

ロゴマーク等の使用料については、無料とする。

（２）権利

ロゴマーク等に関わる一切の権利は全国健康保険協会に帰属する。

（３）事務・運営

ロゴマーク等に関する事務・運営については、神奈川支部企画総務グループにおいて行う。

（４）本要領及び使用マニュアルの変更

本要領及び使用マニュアルに定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、全国健康保険協会が必要な事項を定め、予告なく本要領及び使用マニュアルを改訂する。

附則

この要領は、平成３１年１月２５日から施行する。

附則

この要領は、令和５年８月３１日から施行する。